組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

秋田ふるさと農業協同組合では、「持続可能な農業の実現」、「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現」、「地域を支え続ける強いJAづくり」を基本方針に掲げ、信用事業として金融商品を、共済事業として共済仕組み・サービスを地域の組合員・利用者の皆さまに提供しております。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じ、豊かな生活作りに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用 者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)の間で締結した共済事業の共同実施に関する契約に基づき事業運営しております。

JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品・仕組み提供

(1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、中央機関である農林中央金庫において、特定の運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料等の水準等も踏まえたうえで、多様なニーズにお応えし、安定した資産形成・資産運用にとって最善な提案・商品・サービスを提供するため、「JAバンクセレクトファンド」、「JAバンク資産運用サービス」を選定しております。

なお、当組合は、金融商品の組成は行っておりません。

① J Aバンクセレクトファンドについて

「JAバンクセレクトファンド」は以下の基準をもとに商品を選定しております。商品の選定にあたっては外部有識者の知見も踏まえ検討しております。

- ・長期投資 将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること
- ・手数料 手数料が良心的な水準であること
- ・運用実績 過去の運用実績が相対的に良好であること
- ・将来性 資産形成層に向けては、過度に分配金を捻出する投資信託でないこと
- ・運用体制 運用体制について、外部機関の評価を得ていること

② J Aバンク資産運用サービスについて

組合員・利用者の皆さまの資産運用ニーズやライフプランに沿った人生目標を共有し、 その達成に向けて組合員・利用者の皆さまに代わり資産運用の専門家が運用・管理を行い、継続的にサポートするゴールベースアプローチを採用しております。

- ・運用にあたっては、リスク・リターンの異なる6コースをご用意し、組合員・利用者の皆さまの目標達成に向けて最適なコースをご選択いただけるようにしております。
- ・投資一任業者は、三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社です。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

農業協同組合が理念とする「相互扶助」を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の皆さまの信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供するため、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を最良・最適な保障・価格・サービスで提案いたします。

それを通じて、組合員・利用者の皆さまの豊かな生活づくりと安心して暮らすことの できる地域社会づくりに努めてまいります。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み (例:外貨建て共済) の提供は実施 しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

- (1)信用の事業活動
 - ①商品のご提案にあたっては、組合員・利用者の皆さまとの対話を通じて、一人ひとりの金融知識・財産の状況、投資経験や投資目的、ニーズ等を把握し、組合員・利用者の皆さまに最適な商品をご提案いたします。

また、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度に応じて個別に商品をご説明いたします。

②適切な投資判断をしていただくため、組合員・利用者の皆さまのご経験に合わせて、 資産の色分けやリスク・リターンの考え方について「資産運用ガイダンス」等の資 材を使用し説明いたします。

また、個別商品のリスク特性や過去の運用実績・手数料・経済情勢などの投資判断材料を適切に提供してまいります。

③ご高齢の組合員・利用者には、原則としてご家族から同席いただき、商品の理解度 を十分に確認しながら説明を行うなど、慎重な対応に努めてまいります。

【原則 2本文および(注)、原則 4、原則 5本文および(注 $1\sim5$)、原則 6本文および(注 $1\sim5$)、原則 $1\sim5$ 0、原則 $1\sim5$ 0、原则 $1\sim5$

(2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまへの共済仕組みの提案については、年齢や家族構成、保障期間、共済金額、掛金等について、各種公的保険制度等にかかる情報等を踏まえ、組合員・利用者の皆さまのニーズに応じた最適な保障を提案してまいります。

②保障提案の結果、ご契約に至るときは、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に 把握・確認したうえで、保障設計書等を使用し分りやすい説明に努めてまいります。

また、ご契約時には重要な情報について、重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)を交付のうえ、丁寧な説明をいたします。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にご負担いただく手数料等はございません。

③ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、丁寧な意向確認や重要事項説明を十分に行うとともに、契約時には、ご家族の同席等を徹底し、ご家族を含めご納得いただける対応に努めてまいります。

【原則 2本文および(注)、原則 4、原則 5本文および(注 $1\sim5$)、原則 6本文および(注 $1\sim5$)、原則 $1\sim5$ 0、原則 $1\sim5$ 0、原则 $1\sim5$

3 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすい ご説明を心がけます。

また、ご家族の近況確認やご加入の契約内容の説明を実施するとともに、定期的な訪問活動を行い、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施いたします。

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)」を管理し、誠実に受け止め、業務改善に取り組みます。

5. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの金融商品や共済仕組みのご提案をする際は、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、関係法規および利益相反管理規程に基づき適切に管理します。当組合では利益相反管理部署を定め、利益相反等のおそれのある取引の確認・特定、利益相反体制の適切性と有効性を定期的に検証し、見直しを図ります。

【原則3本文および(注)】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

組合員・利用者の皆さまに満足していただける最適な金融商品・共済仕組み・サービスのご提供と、堅確な事務を行うため、職員の継続的・定期的な研修による、提案力の向上と資格取得に向けた教育体制を構築してまいります。

また、組合員・利用者の皆さまの全ての資産運用・保障ニーズに応え、組合員・利用者本位の提案活動が適切に実施されるよう、人材育成に取り組んでまいります。

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

※上記の【原則および注番号】は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。